

令和4年 第22回 福岡市選挙管理委員会

11月5日(土) 午前10時30分

## 議 題

### 1 議案

議案第31号 福岡市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額  
について

議案第32号 直接請求に必要な選挙人の数について

### 2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に  
表示する証票の交付状況について

### 3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和4年11月6日(日) 午後5時30分
- ・令和4年11月21日(月) 午後2時30分
- ・令和4年12月7日(水) 午前10時30分

議案第31号

福岡市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のように定め、告示するもの。

令和4年11月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

金23,597,700円

(理由)

公職選挙法第194条及び第196条並びに同法施行令第127条及び128条の規定による。

(参考)

$$\begin{array}{rcccccc} \text{計算方法} & & & & & & \\ \text{(人)} & & \text{(円)} & & \text{(円)} & & \text{(円)} \\ 1,299,665 & \times & 7 & + & 14,500,000 & = & 23,597,655 \\ & & & & & \Rightarrow & \underline{23,597,700} \end{array}$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{全市選挙人} \\ \text{名簿登録者数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{人数} \\ \text{割額} \end{array} \right] + \text{(固定額)} = \text{(制限額)}$$

(100円未満の端数は  
切り上げ100円単位)

※ 前回市長選挙（平成30年11月18日執行）の制限額  
金23,307,700円

(関係法令)

## ○公職選挙法

(選挙運動に関する支出金額の制限)

**第194条** 選挙運動（専ら在外選挙人名簿に登録されている選挙人（第49条の2第1項に規定する政令で定めるものを除く。）で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票に関してする選挙運動で、国外においてするものを除く。）に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては政令で定める額を、その他の選挙にあつては次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙 その選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数
  - 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数
  - 三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数
  - 四 地方公共団体の長の選挙 その選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数
- 2 前項の場合において100円未満の端数があるときは、その端数は、100円とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

**第196条** 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前2条の規定による額を告示しなければならない。

## ○公職選挙法施行令

(選挙運動に関する支出金額の制限額)

第127条 参議院比例代表選出議員の選挙に係る法第194条第1項に規定する政令で定める額は、5千2百万円とし、その他の選挙に係る同項に規定する政令で定める金額（以下この条において「人数割額」という。）及び同項に規定する政令で定める額（以下この条において「固定額」という。）は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。ただし、別表第5の上欄に掲げる選挙区又は選挙が行われる区域に係る固定額については、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

選挙の種類	人数割額	固定額
衆議院小選挙区選出議員の選挙	15円	1,910万円
参議院選挙区選出議員の選挙	法別表第3の議員数が2人の選挙区については、13円 法別表第3の議員数が4人以上の選挙区については、20円	2,370万円
都道府県知事の選挙	7円	2,420万円
都道府県の議会の議員の選挙	83円	390万円
指定都市の議会の議員の選挙	149円	370万円
<u>指定都市の長の選挙</u>	<u>7円</u>	<u>1,450万円</u>
指定都市以外の市の議会の議員の選挙	501円	220万円
指定都市以外の市の長の選挙	81円	310万円
町村の議会の議員の選挙	1,120円	90万円
町村長の選挙	110円	130万円

2 (略)

(選挙人名簿に登録されている者の総数)

第128条 法第194条第1項各号及び第127条の2第1項に規定する当該選挙人名簿に登録されている者の総数は、その選挙に係る法第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の総数とする。

## 議案第32号

### 直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和4年11月5日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和4年11月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
25,994人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
216,611人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
262,459人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数  
東 区 86,076人  
博多区 66,911人  
中央区 56,062人  
南 区 72,643人  
城南区 34,982人  
早良区 60,017人  
西 区 56,534人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

## 1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条  
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条  
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条  
議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (4) 地方自治法第80条  
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条  
長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (6) 地方自治法第86条
  - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求  
(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
  - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
  - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
  - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条  
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

## 2 計算式

### 1 について

$$\text{全 市} \quad 1,299,665 \times 1/50 = 25,993.30 \rightarrow 25,994$$

### 2 について

$$\text{全 市} \quad 1,299,665 \times 1/6 = 216,610.83 \rightarrow 216,611$$

### 3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,299,665 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 262,458.12 \rightarrow 262,459 \end{aligned}$$

### 4 について

$$\text{東 区} \quad 258,227 \times 1/3 = 86,075.66 \rightarrow 86,076$$

$$\text{博多区} \quad 200,732 \times 1/3 = 66,910.66 \rightarrow 66,911$$

$$\text{中央区} \quad 168,185 \times 1/3 = 56,061.66 \rightarrow 56,062$$

$$\text{南 区} \quad 217,927 \times 1/3 = 72,642.33 \rightarrow 72,643$$

$$\text{城南区} \quad 104,944 \times 1/3 = 34,981.33 \rightarrow 34,982$$

$$\text{早良区} \quad 180,049 \times 1/3 = 60,016.33 \rightarrow 60,017$$

$$\text{西 区} \quad 169,601 \times 1/3 = 56,533.66 \rightarrow 56,534$$

※ 端数は切り上げる。

報告事項1

令和4年11月5日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	9月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和4年9月2日以降の抹消者数						9月1日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和4年11月5日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)	
		10月25日 区委員会 議決分			11月5日区委員会議決分					抹消者 の合計 (b)	男	女		合計(g)
		死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者	死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者							
東区	257,940	1,109	915	124	791	0	2,024	597	0	2,325	123,594	134,633	258,227	287
博多区	200,411	1,232	1,157	64	1,093	0	2,389	845	0	2,774	96,196	104,536	200,732	321
中央区	167,810	820	791	50	741	0	1,611	826	0	2,011	73,164	95,021	168,185	375
南区	217,658	909	720	131	589	0	1,629	740	0	1,788	99,928	117,999	217,927	269
城南区	104,858	381	301	60	241	0	682	456	0	734	48,850	56,094	104,944	86
早良区	179,864	631	516	78	438	0	1,147	599	0	1,339	83,213	96,836	180,049	185
西区	169,415	694	510	75	434	1	1,204	445	0	1,424	79,308	90,293	169,601	186
市合計	1,297,956	5,776	4,910	582	4,327	1	10,686	4,508	0	12,395	604,253	695,412	1,299,665	1,709



## 報告事項 2

### 在外選挙人名簿登録者数について

10月26日～11月5日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	139	0	0	0	139
博 多 区	102	0	0	0	102
中 央 区	153	0	0	1	152
南 区	143	0	0	0	143
城 南 区	86	0	0	0	86
早 良 区	114	0	0	0	114
西 区	75	0	1	0	76
福岡市計	812	0	1	1	812

### 報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

#### 記

##### 交付数

##### 1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 1人 (全交付数 66人)

(2) 後援団体用 1団体 (全交付数 68団体)

##### 2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人 (全交付数 0人)

(2) 後援団体用 0団体 (全交付数 0団体)